発行所
松代町公民館
館長　富沢清氏
東筑郡松代町
電話（松代）2番
印刷所
松代印刷所

衆議院議員総選挙
選挙特集号
最高裁判所
裁判官国民審査

# 衆議院議員総選挙
# 最高裁判所裁判官国民審査　近づく

# 十月三十日　選挙告示の予定
# 十一月二十日（日曜）投票日の予定

## 特殊な投票制度

――松代町選挙管理委員会――

選挙法は、選挙人の意思が自由に表明され、選挙が公正に行われるために、厳格な手続きを定めています。たとえば選挙人が投票に加わるためには選挙の当日みずから投票所に行って投票しなければならないし、また、選挙人は、投票所において、投票用紙にみずから候補者の氏名を記載しなければならないことになっています。

ところで、この厳格な手続きに例外を認めないと、たとえば選挙の当日遠方に仕事に出かける者とか身体に故障があるため候補者の氏名を自書できない者は、選挙の当日、みずから投票所に行って投票できない者のためには不在者投票の制度が認められ、候補者の氏名を自書できない者のためには代理投票の制度が認められています。また普通の文字を書くことのできない盲人には点字投票の制度が認められています。

## 不在者投票

――出稼者・旅行用務者はどうなるか――

衆議院議員の総選挙を目前にひかえて、公明選挙連盟等の民間団体を中心として「選挙法を守る運動」が全国に盛りあがろうとしています。この運動は、立候補者、政党、一般有権者によって選挙法が正しく守られることによって、選挙を公明にしようとするものです。金や情実や不正手段によって、国民の意志がまげられず、正しく表明されることを目標にしています。日本の民主主義の將来のため、この選挙法を守る運動が成果をあげるよう望まれるのはもちろんのことでありますが、また一方において、できるだけ多くの有権者が選挙に参加し、政治に責任をもつ心構えが必要であると思います。

### 病気や仕事の都合で投票することのできる要件

現在の選挙法は、不在者投票のできる要件を次のとおり定めています。

一、次の四つの事由のうちのどれかに該当すること。

❶選挙人がその属する投票区のある市町村の区域外において職務又は業務に従事中であるべき事。

❷選挙人がやむを得ない用務または事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべき事。

❸選挙人が疾病、負傷、姙娠、不具、産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと。または監獄、少年院、婦人補導院に収容中であるべきこと

❹交通至難の島その他の地で命令で定める地域に居住中、滞在中又はその地域において職務、業務に従事中であるべき事。

二、そのために、選挙の当日みずから投票所に行って投票できないこと。

三、その旨が証明されること。

この要件をみたす者は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、選挙の期日の公示（または告示）のあった日から選挙の期日の前日までに、投票をすることができるようになっています。

### 病院のベットの上でも不在者投票のできる場所

さきに説明しましたように、不在者投票は、かならず不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われなければならないことになっています。

不在者投票管理者は、選挙人が自分の登録されている選挙人名簿の属する市町村で投票をしようとするときは、その市町村の選挙管理委員会の委員長であります。このほか、特殊な不在者投票管理者として、都道府県選挙管理委員会が指定する病院（指定病院）の院長、国立保養所の所長、船長などがあります。

### 不在者投票

このうちまず不在者投票の制度でありますが、この制度は、一定の事由を定めて、これに該当し、選挙の当日投票のできないものに選挙の期日前に、選挙人の属する投票区の投票所以外の場所で投票することを認めようとするものです。

不在者投票の行なわれる場所は、市役所、町村役場（その支所、出張所なども含まれる場合もあります）船舶、指定病院、国立保養所などであり、投票を記載する場所は、投票の秘密が保たれ、不正の手段が行なわれないように相当の設備がなされ、立ち会うことになっています。

指定病院に入院中の患者は、原則としてベットの上で不在者投票はできませんが、重病人の場合など歩行困難な者には、不在者投票管理者および立合人が現在するかぎり、そのベットの上で投票させてもよいことになっています。しかし、指定病院以外の病院または自宅で療養中の重病人は、不在者投票事由に該当しても、実際上投票を行なうことはできないことになります。

（松代病院は不在者投票指定病院になっています）

## 出稼者へお願い

出稼する者についての選挙投票はどうするのか？

### ①総選挙の告示予定の十月三十日までに出稼される人

役場又は、奴奈川支所の配給の窓口で、次のように取扱っています。

出稼等のため異動証明等をモライに来た人に対しては、出稼先で不在者投票をしていただくために「出稼日）から十一月十九日（投票日の前日）まで毎日午前八時三十分から午後五時までの間、本人から役場で不在者投票をして下さい。（日曜も祭日も取扱っています。休日なく）

出稼される有権者の皆様へ」と印刷されてある封筒（書類）を一人一通あて、お渡しします。封筒には次の用紙が入っています。

(1)お知らせ　一枚

(2)不在者投票用紙及び同封筒交付請求書、証明書（衆院用赤刷一枚、最高裁判官用黒刷一枚

(3)松代町選挙管理委員会あて封筒　一枚

この書類をお渡ししますから、出稼地へ到着後、封筒の中に「お知らせ」に書いてあるとおりに、手続きをして、至急松代町選挙管理委員会へ送付して下さい。

管理委員会では、その送付された書類にもとづいて「投票要領のおしらせ」と「投票用紙」を出稼地へ本人あて急送します。

### ②十月二十九日以降に出稼される人

十月三十日（告示予定の日）から十一月十九日（投票日の前日）まで毎日午前八時三十分から午後五時までの間、本人から役場で不在者投票をして下さい。（日曜も祭日も取扱っています。休日なく）

### ③異動証明を持たないで出稼される人

都合により、異動証明を持たないで出稼される方もあるように思いますが、この方々の選挙投票はどうするか。それも②と同じ方法ですから、本人から役場で不在者投票をして下さい。

**不在者投票のできる期間は……**

選挙の期日の告示予定日　10月30日から

選挙の期日の前日　11月19日（予定）まで

場所は松代町役場又は松代町役場奴奈川支所
時間は毎日午前8時30分から午後5時まで

## ″かきわけよ、時候見舞や後援会　ハリ札、花輪、もの見、接待″

A氏の話

「義理や人情にほだされた目かくし投票はあぶない。自分も、国政の破滅もこゝからということになります。」

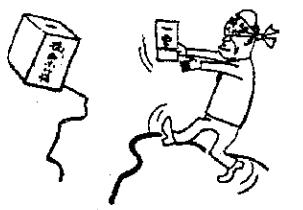

B君の話

「天眼のカガミにかけて候補者の善し悪しを調べましょう。ウソツキだったり、汚職的人物だったり、ホラフキなんてのは真平ゴメン！今度こそだまされぬように……」